



町内会・自治会 加入促進マニュアル



令和7年3月

伊東市地域行政連絡調整協議会





はじめに

年々、本市で居住人口の減少・少子高齢化が顕著になりつつある中で、地域社会においては人間関係の希薄化も問題となっています。

こんな時こそ「自助・共助・公助」によるまちづくりが重要となります。

町内会・自治会といった地域の自治組織は、同じ地域に住む住民同士の親睦、生活環境の維持・向上、高齢者の見守りや子どもの安全対策等の取組、災害や防犯対策などの相互互助活動、地域の課題解決に向けた取組などにより住みよいまちづくりを進める中心的な役割を担っています。

価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、町内会・自治会活動に関心のない人が多くなる中で、町内会・自治会に加入しない世帯が増える一方、既加入世帯においても高齢者の世帯では様々な町内会・自治会活動への参加が困難となってしまい、やむをえず脱会する事例も見られます。

このような状況に歯止めをかけようと、各町内会・自治会でも未加入者への加入呼びかけや高齢者世帯への配慮活動など行っているものの、加入の必要性やメリットを理解してもらえないことや、呼びかけの方法や手段が統一されていないことなどから、必要性が伝わりにくく加入者の減少につながっているものと思われます。今後はさらに加入方法に工夫を凝らし、より加入しやすい環境づくりを行うことが大切です。

従来の「こうしなければいけない。」ではなく「こうすればより新規の加入がしやすくなる・高齢者の世帯でも継続加入が可能である。」など視点を変えた加入促進のヒントを記載しました。

地域の実態に合った手法や働きかけの参考にしていただければ幸いです。

伊東市地域行政連絡調整協議会

マニュアルは市ホームページ
からも閲覧できます。





もくじ

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1、町内会・自治会の取組・・・・・・・・	3
2、加入のお願いを行う前に……	6
重要ポイント：個人情報について……	12
3、加入促進の準備・・・・・・・・	14
資料A あいさつ文の例・・・・・・・・	15
資料B 町内会・自治会活動についての資料……	17
4、加入のお願いをするときの心得・・・・・・・・	18
資料C 訪問記録の例・・・・・・・・	21
5、アパート・マンション居住者の加入・・・・・・・・	22
6、状況に応じた取組や改革をしましょう……	23



1、町内会・自治会の取組

① 町内会・自治会の活動の大切さ

町内会・自治会活動が活発だった頃、町内会や自治会の行う祭りや運動会等の行事を通じ、ご近所同士の交流やどのような人がご近所に生活しているかを住民同士が把握し合って生活をしていました。

また、広域的には子ども会活動などにより子どもを通じた交流等も活発になされており、人と人の交流を通じたお付き合い・助け合いが自然のことと考えられていました。

しかし、近年は生活環境が充実し、ライフスタイルが多様化した結果、他人（他人の生活）に無干渉となり、お互いが助け合いながら生活するスタイルが失われつつあります。

そのため、近年は町内会・自治会活動に無関心な層が増加し、退会する方や加入しない方が増えたことにより、年々町内会・自治会に加入する方が少なくなっています。

そこで、町内会・自治会の必要性を再認識するため、なぜ町内会・自治会が必要なのか、加入していただきたいかを明確に伝える手法が大切となります。これが、加入呼びかけ時に未加入者に理解していただくことに繋がっていくと考えます。



② 町内会・自治会ではこんな活動をしています。

(1)「防災訓練・互助活動推進」

地域では避難訓練・居場所確認等を通じ、都度お互いに必要な助け合い・協力し合いをします。

(2)「安全活動・防犯灯の設置管理」

子どもの見守りパトロール・独居老人宅への訪問活動や防犯灯の設置・管理を行います。

また、知り合い同士が周りに目を配ることで、犯罪の起きにくい地域を作り、安全・安心な生活を送れるよう配慮します。





(3)「ゴミ置き場の管理・環境美化活動推進」

ゴミ収集場所の管理や
地域の美化活動を推進します。



(4)「コミュニケーション醸成・各種地域団体の育成・支援」

各種行事の企画・開催や、地域の伝統の
継承活動・地域団体の育成や支援を行います。

(5)「情報提供活動」

市役所からの配布物・公的団体からの情報提供や資料の配布・回覧を行い、地域で情報を共有します。



③ 町内会・自治会はこんな時に活躍します。

自主防災組織は、地震や津波などの災害発生時、互いに助け合い、住民の命を守る行動をします。また、地域が結束し、避難行動や復旧活動を行います。さらに避難生活などにおいて互いに助けあう基盤を作ります。



2、加入のお願いを行う前に・・・

町内会・自治会に加入していただくためには、訪問活動を行う前に入念な準備を行うことと、的確な加入呼びかけを行うことが大切です。

次に掲げる項目を参考に、実際に訪問した時に、加入に繋げることができるよう工夫しましょう。

① まずは、日ごろのコミュニケーションが大切です。

日ごろのあいさつから始めましょう。



② 未加入世帯の把握と調査を行いましょう。

住宅地図等で未加入世帯を抽出しましょう。

組長(班長)や住民からの情報は大切にしましょう。



③ みんなで協力して取り組みましょう

加入促進は限られた役員のみで行うのではなく、ご近所や知人（補助者）も含めた複数の人で取り組みましょう。

未加入者の状況や時間帯に応じて、訪問者を変えるなど、工夫してみましょう。さらに、町内会・自治会の住民の皆様の得意なことを把握しながら役割を分担して、地域全体で協力し、取り組むことが大切です。

例えば・・・

レイアウトやデザインが好きな方、パソコンを使える方

→行事に関する資料やチラシ作成担当

町内会・自治会に詳しい方 →相談担当

訪問担当（性別、時間帯別にする）など





④ 町内会・自治会のアピールポイントとは

未加入者に対して、町内会・自治会独自の活動などをアピールできるように、話し合いなどを通じて抽出しておきましょう。

また、未加入者に対して加入することの利点は何かを伝えられるよう考えてみましょう。

未加入者は「会費」「役員」といった「デメリット」を知っていても、町内会・自治会がどのように地域に貢献しているかを知らない場合がほとんどです。

未加入者に町内会・自治会の活動が地域において、いかに大切なものかを気づいてもらう準備をしましょう。

例えば・・・

◎地域行事で祭りや老人会・体育祭・スポーツ大会を通じ住民同志が交流、親睦を深めることができる。

◎自主防災組織は災害発生を想定して避難訓練や弱者の避難を手助けする「共助」の訓練、避難所生活の訓練など災害発生時やいざという時に住民同志で助け合いができる。



◎ゴミステーションの管理や、地域の清掃活動を行い地域の住みよい環境を作り出す。



◎防犯灯の設置・維持管理などを行うことにより地域の安全を保つ。

町内会・自治会は、地域の住民同志がお互いに助け合うことにより、地域の課題を解決したり、住みよい環境を作り出すなど、目に見えない効果も多くあります。

日頃、当たりまえに存在しているからこそ、住民の日々の生活環境に多大な貢献をしていることを理解してもらえるように工夫しましょう。



⑤ 新しく居住する人の情報をキャッチできたら早期に加入のお願いをしましょう。

かつては新築家屋への入居やアパート等に転入してきた場合は、町内（自治）会長や地区の役員さん等にあいさつをすることが一般的でありましたが、最近はそういったことも少なくなりました。

このような場合、待っているだけでは町内会・自治会への加入は望めません。新規転入者の情報をキャッチしたら、すかさず加入呼びかけの訪問活動を始めましょう。訪問のほかにも、書面や電話など、その方の生活様式に配慮した呼びかけ方法を考えましょう。





⑥ 加入交渉経過を記録し引き継ぎましょう

未加入者はさまざまな理由や事情で加入に至っていません。

それを次の役員（訪問者）が知らずに同じように加入のお願いをしても効果はありません。

現在加入できなくても、将来事情が変われば加入が可能になるかもしれません。また、以前どんな方法で加入をお願いしたか記録しておけば、交渉のやり方などを変える参考になります。

また、そういった記録はプライバシーに関わるものです。保管には十分気をつけましょう。

重要ポイント **個人情報**

平成27年9月の個人情報保護法の改正により、平成29年5月以降は、町内会・自治会も個人情報保護法が適用されることになりました。個人情報を集める、保管する、第三者へ提供するといったときには、注意が必要です。詳しくは次ページ→



重要ポイント：個人情報について

(1) 個人情報とは

その情報が「ある特定の人物」であると分かるもの。町内会・自治会が管理する会員の情報は、これにあたります。

個人情報保護法の適用になったからといって、名簿を作ってはいけな
いわけではありません。町内会・自治会で活動したり、緊急の時に連絡す
るためには、会員の連絡先などが必要であることを理解してもらい、提供
された個人情報はきちんと管理しましょう。

(2) 個人情報の管理

- ・ 情報を提供してもらう時は使用目的を決め、本人に伝える。
- ・ 情報は、決めた目的以外には使用しない。

(たとえば、連絡網のために取得した情報を、個人的な連絡や勧誘のた
めに使用してはいけません。)



- ・ 第三者に提供するときは本人に同意を得る。(ただし、人命にかかわる緊急時や、警察からの照会といった法令にもとづく場合は提供できることもあります。また、名簿の配付なども含め、個人情報を提供したことを記録に残し、3年以上保管しておく必要があります。)
- ・ 本人からの個人情報の開示や訂正には応じる。
- ・ 情報を安全に保護できるように保管する。(紙の名簿は鍵がかかる場所などに保管し、盗難や紛失を防ぐことができるようにしておく。データによる管理はパスワードの設定や、ウイルス対策を行う。個人情報を取り扱っている人を取り決め、取扱いのルールなどを明らかにしておく。)
- ・ 申し出などに対応する。(個人情報の取扱いに対する苦情などの申し出先を決めておき、申し出があったときには迅速に対応しましょう。)
- ・ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供・盗用しない。(法により、懲役または罰金が科せられます。)





3、加入促進の準備

あいさつ文や加入促進用のパンフレット・チラシ（行事・助け合い活動・美化活動などが記載）といった資料を作成しましょう。

「町内会・自治会の活動内容や会則などが分からないので加入しない」、「何も言われたことがないので加入しない」など、新しい居住者の方に不安・疑問・誤解等があると未加入のままになってしまいます。少しでもそういった不安などを取り除けるように資料を作成し、加入のきっかけとなるようなあいさつ文にしましょう。

① あいさつ文

まず、あいさつ文を用意しましょう。

あいさつ文を渡しておくことで、突然訪問するよりも加入のお願いがやりやすくなることもあります。

また、口頭で説明する手間も省けます。



資料 A：あいさつ文の例

新しく転入した皆様へ

これは参考のため、丁寧さを意識しています。
少しとっつきにくいかも知れません。町内会・自治
会に合ったものに改良してみてください。

〇〇町内会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたびは、当町内会区域に転入されましたこと、会員一同歓迎申し上げます。

わたしたち〇〇町内会は、住民のみなさんのより良い暮らしのために、お互い助けあい、
活動しています。

そこで、〇〇町内会のことを知っていただくために、資料をお持ちいたしました。

町内会活動にご理解いただき、是非加入してくださいますよう、お願いいたします。

町内会の加入についてのお問合せ
TEL 担当

記

詳しいことは町内会長、身近なことは
組長や班長など、未加入者が問合せで
できるようにしましょう。

町内会に加入した場合、
現在の班長は
TEL

班に所属することになります。
です。

会費について
月 円です。

お金に関する情報は、はじめにしっか
り説明し、安心してもらいましょう。

〇月に加入すると〇月分（〇月〇日）からいただくことになります。

支払の方法

・班長が毎月 日頃お伺いし、徴収させていただきます。

以上



② 資料を用意しましょう

未加入者のなかには、その地域に初めて住む方、または伊東市に初めて住む方、そもそも町内会に加入したこともない方がいるかと思っています。

町内会・自治会が、どんなことをしているかきちんと説明することで、信頼を得ることができます。

資料を一度作っておけば、求められたときにいつでも対応できます。会則を添付したり、総会の資料を使う方法もあります。作った資料は会則が変わったら修正するなど、定期的に見直しましょう。

資料は、チラシ程度の簡単なものから、パンフレット、冊子といった情報量の多いものと、どのようなものが地域の加入促進に適しているか考えてみましょう。





資料B：町内会・自治会活動についての資料

〇〇町内会について

行 事

- 〇月 〇〇〇〇祭り
- 〇月 〇〇のつどい（老人会）
- 〇月 防災訓練
- 〇月 キャンプ（子ども）
- 〇月 どんど焼き

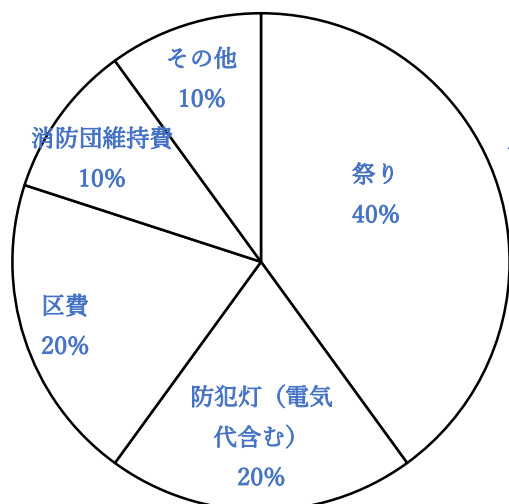
行事の時期と、どんな人が参加しているかわかるようにしましょう。（子ども、老人会など）

身近な生活のための活動をしっかりアピールすることも大切です。

活 動

- ・ 防犯灯の管理・・・防犯灯の設置や修理、電気代の支払いをしています
- ・ ごみ集積所の管理・・・ごみステーションがきれいに保たれるよう、管理しています
- ・ 防災訓練・・・___月の___区の訓練に参加します。
- ・ 清掃活動・・・町内会みんなで使う〇〇〇の掃除を年〇回程度行っています。
- ・ 祭りの開催・・・子ども会の練習、事前の準備などをします。

会費の内訳



会費の使い道をグラフや表にするなど、分かりやすくしましょう。

毎年でなくとも、数年に一度はデータを修正しましょう。

グラフは加入する人に向けてですので、できるだけ、「その他」の値が少なくなるようにしましょう。

総会などの資料があれば、その数値を転用してグラフが作れます。

これは一例です。ほかの情報や、写真やイラストを入れるなど、住民の皆さんのアイデアを反映してみてください。



4、加入のお願いをするときの心得

① 事前準備

未加入世帯を地図などで確認し、あいさつ文と資料を準備しましょう。訪問記録があれば、目を通しておきましょう。

② 訪問時期・時間帯

新規転入者は居住開始後速やかに訪問しましょう。既居住者には年度初めやイベント開催時など参加の案内などと合わせ訪問しましょう。また、訪問先の対応可能な時間帯を考慮し、夜間や早朝などの訪問は避けましょう。



③ 訪問人数

訪問は2～3名程度で行いましょう。できるだけ顔見知りの方などを含めましょう。訪問者を委縮させてしまうことのないよう、リラックスした雰囲気づくりを心がけましょう。



④ 実際の訪問時

まず「あいさつ」「礼節」を心がけましょう。訪問者の印象が、町内会・自治会の印象になってしまいます。良い印象を与えることを心がけましょう。できるだけ丁寧に接することが信頼につながります。

考える時間を与えることも大切です。そのときに加入について決めさせず、初回の訪問は5分以上かけず、簡単な概要説明にとどめ「あいさつ文」や「資料」を渡し後日再度訪問することを告げ退席したほうがよいでしょう。

⑤ 再訪問

初回訪問時、加入の承諾が得られなかった未加入者宅には、必ず一週間程度間隔を置き再訪問をしましょう。初回訪問で加入を拒否された場合でも訪問者を変えるなど、工夫してみましょう。

⑥ 留守の時

ポストにあいさつ文と資料をいれておきましょう。メモをつけておくなど、来訪したことがわかるようにしましょう。

お留守でしたので、ポストに町内会の加入についての資料を投函させていただきました。よろしければ御拝読ください。 ○○町内会 △△ 連絡先○○-○○○○



⑦ 記録

記録表にメモを残しましょう。

質問された内容や、断られた時の理由などをメモすれば、今後の別の加入のお願いの時に役立てることができ、より良い訪問を行うことができます。また、留守だった時の訪問時間や聞き取った情報をメモし、次回訪問をする際の参考にしましょう。

⑧ アイデアを出し合って加入者を増やそう。

未加入者がなぜ加入しないか原因や理由を調査・把握することが大切です。思いもよらない理由や解決策が見つかるかもしれません。年齢や性別問わず広く住民の意見を受け入れて、未入会者がどうやったら納得して入会できるかアイデアを出し合い、話し合いを進めることが大切です。



資料C：訪問記録の例

訪問記録表

訪 問 先	住 所	
	氏 名	
訪問日時 担当者	訪 問 結 果	
訪問者 _____ 日時 _____. _____. (:)	☐ 不在 ☐ 在宅（会話できず） ☐ 在宅（会話内容） _____ _____ _____	
訪問者 _____ 日時 _____. _____. (:)	☐ 不在 ☐ 在宅（会話できず） ☐ 在宅（会話内容） _____ _____ _____	

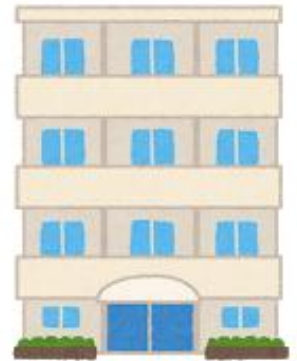
地 図



5、アパート・マンション居住者の加入

アパート・マンション等集合住宅の入居者（居住者）は居住状況を町内会が把握しづらく、自治活動が確立されていないことが多いため、入居者や持ち主・管理組合へ入会の案内や協力を呼び掛けても、関心を持っていただけないことがあります。

本市においても集合住宅においては町内会・自治会組織への理解が得られず加入が見込めないケースが多くあります。また、高齢者で入居しているため、町内会・自治会活動に参加を躊躇している事例も見られます。



工夫して呼びかけをしましょう。

（参考）

- ① アパート・マンション居住者に年会費の特例を考えてみる。

準会員制など年会費の減額制度を設けることにより、防犯灯の維持管理費や防災費・ごみステーション管理等の共益的な費用などを負担いただき相互扶助のまちづくりに参画していただく。その際には、該当の費用について説明でき



るように資料などを整える。

- ② アパート・マンション居住者の役員や活動の参加の免除を考えてみる。

入会者であっても本人の申し出があれば、役員へ



の就任・町内や自治会活動への参加を免除する。

6. 状況に応じた取組や改革をしましょう。

どの町内会・自治会でも共通した課題が、「担い手不足」です。人口減少や会員の高齢化で、役員のなり手が見つからず、役員の負担が大きくなっています。このような役員負担は、未加入者の増加の要因となって、さらに担い手を不足させる悪循環となってしまいます。

① 業務の簡素化を図りましょう。

町内会や自治会で行われている様々な行事や作業を過去の慣習にとらわれず、時代に合わせて見直し、簡素化できるか検討してみましょう。

現職の役員だけでなく過去の役員の方たちにも参加いただき、アイデアを出し合って、できるものから少しずつ削減したり、やり方を効率的にしてみましょう。

② 役員の免除などを考えてみましょう。

会員で高齢なため活動への参加や役員の責務が十分できないとして、脱会する会員が多く発生しています。



ある一定以上の高齢者は役職を免除する制度を採用し町内会・自治会に残留していただくことができれば未加入者の増加を防ぐことができるかと思われます。

ただし、これらのやり方で、必ずしも、すぐに加入者が増えるとは限りません。

地域の状況にあった改革を進めるためには、未加入者がなぜ加入しないのかといった理由をしっかりと調査し、会則の変更など、十分に話し合い、ほかの会員の理解と同意を得たうえで採用しましょう。

